NAOSITE: Nagasaki University's Academic Output SITE

Title	環境政策における情報手法としてのグリーン購入法
Author(s)	田中, 謙
Citation	長崎大学経済学部研究年報. vol.19, p.79-100; 2003
Issue Date	2003-03
URL	http://hdl.handle.net/10069/5338
Right	

This document is downloaded at: 2015-11-05T22:32:03Z

http://naosite.lb.nagasaki-u.ac.jp

環境政策における情報手法としてのグリーン購入法

田　中　　謙

Abstract

There is much demand for the circulatory society in this times. The command-and-control system fails to function properly, so the information system has lately attracted considerable attention. Law concerning the Promotion of Procurement of Eco-Friendly Goods and Services by the State and Other Entities (Law on Promoting Green Purchasing) is the information system that intends to change to the circulatory society.

The key word that Law on Promoting Green Purchasing functions properly is the quality of the information. In this law, the procurement policy for eco-friendly goods, etc. and the summary of procurement track record are published without delay. And those who provide the information on eco-friendly goods, etc. shall endeavor to provide effective and appropriate information. So in the information system, the transparency and reliable information is requested.

【要旨】

今日，大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会から循環型社会への転換は，いまや時代的要請といえる。また，従来，環境政策における法的手法として主に用いられてきた規制・監督手法は機能不全を起こしていることを踏まえて，環境政策においても，情報手法が注目されている。いわゆるグリーン購入法は，循環型社会への転換を意図して策定された法律であり，また，情報手法として位置づけることができる。

環境政策における情報手法としてグリーン購入法をうまく機能させる「鍵」は，情報の「質」といえる。グリーン購入法においては，①国等の公的部門における環境物品等を調達する段階では，環境物品等の調達要件や調達実績を明確にするとともに公表することによって，当該情報の「透明性」を確保することが要求され，②環境物品等に関する情報を提供する段階では，できる限り独立した第三者機関が実施する認証・審査登録制度を充実させることによって，提供される環境情報の「信憑性」を確保することが要求される。

【Key word】

circulatory society, a functional disorder of command-and-control system, information system, reliable information

循環型社会，規制・監督手法の機能不全，情報手法，情報の信頼性の確保

【目次】

第1章　はじめに
第2章　環境政策における情報手法
第3章　グリーン購入法の概要
第4章　グリーン購入法における情報手法の検討
第5章　おわりに

第1章　はじめに

現在社会においては，大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済活動によって，量質両面にわたって環境への負荷が増大している。このような状況を踏まえて，2000年に循環型社会形成推進基本法（2000年6月2日公布法律110号）が成立した(1)。同法は，これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会から，廃棄物の発生を抑制し，廃棄物を有効活用する「循環型社会」への転換を行なおうとするものである。もっとも，同法は基本法であるので，その具体化のためには法制上または財政上の措置が必要である。本稿で触れる「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(2000年5月31日公布法律第100号)」（以下，「グリーン購入法」という）は，この循環型社会形成推進基本法を具現化したものである。

これまで，物品の調達に際しては，一般に経済性や品質が基準とされていたが，循環型社会を形成するためには，再資源化された商品の販路を確保する必要がある。これまで，再生品は，価格が高いために売れず，売れないために高いという悪循環が生じていたが，グリーン購入法は，需要を増大させることによって価格を低下させ，そうすることによってますます需要を増大させ，市場競争力が生まれるという好循環を期待している。

ここで用語の確認をしておくと，「グリーン購入」とは，製品やサービスを購入する際，必要性を十分に考慮し，価格や品質，利便性，デザインだけでなく環境のことを考え，環境への負荷ができるだけ小さいものを優先して購入することである。グリーン購入は，製品やせービスを購入する際に，価格や性能だけではなく，製品やサービスの生産・流通・使用・処分等に関わる環境負荷が小さいことを重要な選択基準としている。なお，グリーン購入のうち，企業や国・地方公共団体等の法人による製品やサービスの調達を「グリーン調達」ということもある。

グリーン購入は，市場（マーケット）における消費者の購買行動を通じて，環境保全の推進を図ろうと誘導する手法であるが，その前提として，情報提供手法が重要となる。すなわち，グリーン購入による環境負荷の低減を効果的に行なうためには，消費者に対して，それぞれの商品に関する環境影響の情報が十分かつ正確に伝えられていなければならない。その環境情報伝達の手段として広く用いられているのが「環境ラベル」である。そのため，グリーン購入と環境ラベルとは不可分の関係にあるといえる(2)。

環境政策における環境政策手法は，開発途上にある手法も含め，極めて多様性に富んでいる(3)が，環境基本計画では，環境政策手法として，①直接規制的手法，②枠組規制的手法，③経済的手法，④自主的取組手法，⑤情報的手法，⑥手続的手法，などに分類している（環境基本計画第2部第2節3「あらゆる政策手段の活用と適切な組合せ」参照)。もちろん，環境政策手法の中心は①直接規制的手法であろうが，近年，環境政策において注目されるようになってきたのが「情報手法」である(4)。グリーン購入法では，行政自身には自己拘束による努力義務，事業者には環境負荷に関する情報提供などを求めて，環境に優しい商品が売れるようにしようとする情報提供手法が用いられるなど，情報手法が重要な役割を果たしている。

本稿では，まず，環境政策においてなぜ情報手法が用いられるようになってきたのかについて概観し（第2章），情報手法の1つと

してグリーン購入法を取り上げ（第３章），同法を素材として情報手法ではどのようなことが要求されるのかについて検討する（第４章）こととしたい。

第２章　環境政策における情報手法

最近，環境政策において情報手法が活用されるようになってきたが，まず，情報手法とはどのような手法なのか，そして，環境政策においてなぜ情報手法が活用されるようになったのかについてみていくこととする。

１．情報手法とは？

まず，情報手法とはどのような手法なのかであるが，環境基本計画では，情報手法という用語は用いられていないが，情報的手法という用語が用いられている。環境基本計画によれば，情報的手法とは，「消費者，投資家をはじめとする様々な利害関係者が，資源採取，生産，流通，消費，廃棄の各段階において，環境保全活動に積極的な事業者や環境負荷の少ない製品などを評価して選択できるよう，事業活動や製品・サービスに関して，環境負荷などに関する情報の開示と提供を進めることにより，各主体の環境に配慮した行動を促進しようとする手法」をいう（環境基本計画第２部第２節）。その適用にあたっては，この手法が効果を発揮するためには，開示，提供される情報が事業活動などによる環境負荷を正しく反映したものであることが必要不可欠であることを踏まえ，情報の開示や提供の手法と合わせ，事業活動や製品などの環境面からの評価の手法の開発を進め，その普及を図ることが必要となる（環境基本計画第２部第２節）。

以上の定義からも伺えるように，環境政策における情報手法という場合，次のような特徴があると考えられる。第１に，情報手法で活用する情報は，事業活動や製品・サービスにおける環境負荷などに関する情報である。第２に，情報手法として活用される手法の中心は，当該情報の開示あるいは情報提供の手法という，いわゆる情報公開手法である。第３に，情報手法は，各主体が環境に配慮した行動を促進することを目指した誘導手法の１つとして位置づけることができる(5)。このように，情報手法は，直接に一定の行動を命令したり禁止したりするのではなく，それ以外の間接的な方法である情報を活用することによって，私人の諸活動を適切な方向へ促進または抑制するよう誘導しようとする手法といえる。

２．情報手法の意義・必要性

次に，なぜ環境政策において情報手法が活用されるようになったのかについてみていくこととする。

（１）規制・監督手法の機能不全

従来，環境政策における法的手法としては，主として規制・監督手法が用いられてきた。具体的にいえば，私人に対して命令・禁止等の義務を課す規制を行ない，それらの義務が遵守されているか監督し，違反に対しては命令や罰則で対応するという，いわゆる「命令＝管理型(command-and-control approach)」の方法である。しかし，この規制・監督手法に対しては，さまざまな問題が指摘されている(6)。

まず，環境基準・排出基準等の基準の設定に際しては，純粋科学的に基準が決定されるのではなく，実現可能性などの政策的要素が考慮されるために，往々にして，低いレベルの基準になってしまうといった，当該基準値自体に問題があるとする，いわゆる「規律の

欠缺（Regulungsdefizit）」が指摘されているし，スソ切りなどの問題もあげられる。その背景として，現行の法システムが必要以上に営業の自由を尊重する産業優先の法システムであることや，環境にやさしくない立法過程が指摘できよう。

次に，規制・監督手法において目的実現のうえで重要となるのは違反に対する執行活動であり，違反を発見した行政は，行政命令等を背景にしてその是正に取り組むこととなるが，いわゆる「執行の欠缺（Vollzugsdefizit）」の問題も指摘されている。すなわち，発動要件が厳しすぎるために規制権限が発動されない場合があるほか，ワンクッション・システム[7]，限りある行政リソース（人員・費用・法的権限等），もたれあいの構造，縦割行政などの問題のために，必ずしも違反に対する執行活動が行なわれていないことも指摘されている。

（2）情報手法の意義・必要性

以上のような規制・監督手法の機能不全にかんがみ，今日の環境政策においては，従来の規制・監督手法を補完する環境政策手法の1つとして，情報を活用した手法が用いられるようになってきており，情報の有効性が高く評価されている。それを反映するように，たとえば，1997年には環境影響評価法が成立し，廃棄物処理法が改正され，1999年には，情報公開法[8]のほか，いわゆるＰＲＴＲ法（Pollutant Release and Transfer Register：環境汚染物質排出・移動登録；法律の正式名称は「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（以下，「ＰＲＴＲ法」という）が成立した[9]が，これらの法律では，情報が重要な役割を果たしている。欧米に目を向けると，ＥＣでは，1990年に「環境情報への自由なアクセスに関する理事会指令[10]」（以下，「環境情報指令」という）が，1992年には情報と市場を活用する手法である「エコマーク規則[11]」が，1993年には情報と事業者の合意とを基礎とする手法である「環境マネジメント・監査規則[12]」が，それぞれ成立している。また，ドイツでは，1994年に「環境情報公開法[13]」が成立するに至っているし，1995年には「環境監査法[14]」が施行されている。これらの手法は，いずれも情報を活用する環境政策手法といえ，情報が重要な役割を果たしている。

ここで注意すべきことは，情報手法は，直接に一定の行動を命令したり禁止したりするのではなく，とりわけ関連する情報を公表・開示・提供することによって，私人の諸活動を適切な方向へ促進または抑制するよう誘導しようとしているということである。その際，環境配慮活動をしている事業者は，それが社会的に評価されて競争上有利に働く一方，そうでない事業者は不利な立場におかれるようなシステムを導入することが期待されている[15]。なお，情報手法は，直接に一定の行動を命令したり禁止したりするのではないという点で，従来の規制・監督手法とはまったく異なる手法といえる。そして，行政リソースの限界に対処でき，各主体における対策が柔軟性を有している情報手法は，従来の規制・監督手法とまったく異なる手法といえるがゆえに，従来の規制・監督手法の機能不全を補完する役割が期待されている。

3．情報手法の類型

環境政策における情報手法にはどのような種類のものがあるのかであるが，現在のところ，①環境報告書に基づく情報提供，②商法・証券取引法に基づく公表，③ＰＲＴＲ法に基づく公表，④環境ラベルが考えられる[16]。このなかで，①②③は各企業の環境情報を公

表・提供するものであるのに対して，④は製品の情報を公表するものである。また，②③は法律に基づくものである。

①環境報告書に基づく情報提供手法とは，公共財である環境を利用して事業活動を行なう企業が，自らの環境に対する取組み，環境負荷に関する情報などを「環境報告書」の形で作成・公表するという手法である(17)。環境報告書の記載内容は，業種・企業ごとに違いがあり，それによる情報の公表は任意に行なわれているにすぎない。

②商法・証券取引法に基づく公表手法であるが，現行商法の規定では，毎決算期後，取締役が作成すべき計算書類として，「賃借対照表」「損益計算書」「利益（損失）処理に関する議案」とともに「営業報告書」の作成が義務づけられている（281条）ほか，本店および支店での備置きおよび定時株主総会での報告が義務づけられている（282条，283条）。たしかに，環境関連情報の開示・提供を明示的に要求しているわけではないが，「営業報告書」の中で「会社が対処すべき課題」を明記することとなっており（商法281条１項３号），企業の環境情報がその一環として触れられることがある。また，証券取引法では，有価証券報告書に「重要な訴訟事件があるときは，その概要を記載すること」とされており（証券取引法24条による省令15条），このような場合に限定してであるが環境問題について記載されることがありうる(18)。

③ＰＲＴＲ法に基づく公表手法であるが，ＰＲＴＲ法では，(a)事象者に化学物質の環境への排出量や廃棄物の移動量の把握と国への届出を義務づけ（５条），(b)国は届け出られた情報を物質ごとに，業種別・地域別などに集計・公表し（８条），(c)国は小規模事業者や家庭・農地・自動車などからの化学物質の環境への排出量も推計して公表し（９条），(d)国民からの請求があれば，国は営業秘密を確保しつつ，個別事業所のデータを開示する（11条），という手法が用いられている。

④環境ラベル手法とは，環境負荷の少ない製品としての認定を受けたときに，これについて当該製品に表示する手法である。なお，「環境ラベル」とは，「製品やサービスの環境側面について，製品や包装ラベル，製品説明書，技術報告，広告，広報などに書かれた文言，シンボル又は図形・図表を通じて購入者に伝達するもの」を幅広く指す用語であるが，より狭義の意味で，「環境負荷データ表示・提供」を除く，「マーク等表示」（同等の機能を有する物品・サービスのグループの中で，当該物品・サービスが環境負荷の低減に資する物品・サービスであることを，マーク等を表示することにより示すもの）のみを，「環境ラベル」として指す場合もある。環境ラベル手法の代表的なものとして，日本では，エコマーク制度が1989年から発足している。環境ラベル制度の目的は，ラベルを表示した製品のイメージを向上させ，消費者が製品を選ぶ参考にさせることにより，製造者に製品の環境上の影響についての責任感を養い，市場を通じて環境を保護することである。製品についての情報手法として活用しうる性質を持つといえる。

第３章　グリーン購入法の概要

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（2000年５月31日公布法律第100号）」（以下，「グリーン購入法」という）は，政府内で取りまとめられた素案をたたき台に，超党派の議員立法により制定され，2000年５月31日に公布された(19)。本法は，国等の機関にグリーン購入の取組みを義務づける

とともに，地方公共団体，事業者，国民にもグリーン購入に努めるべきことを定め，また，事業者，民間団体，国が環境物品に関する適切な情報提供を進めることを定めている法律であるが，以下に述べるように，「情報」が重要な役割を果たしている情報手法といえる。以下，本法を概観する。

1．本法の目的

本法は，「国，独立行政法人等及び地方公共団体による環境物品等の調達の推進，環境物品等に関する情報の提供その他の環境物品等への需要の転換を促進するために必要な事項を定めることにより，環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図り，もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与すること」を目的としている（1条）。すなわち，①国等の公的部門における環境物品等の調達を推進したり，②環境物品等に関する情報を提供することによって，環境負荷の少ない持続可能な社会を構築することを目的としている。

ここで，「環境物品等」が問題となるが，本法では，①再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料又は部品，②環境への負荷の低減に資する原材料又は部品を利用していること，使用に伴い排出される温室効果ガス等による環境への負荷が少ないこと，使用後にその全部又は一部の再使用又は再生利用がしやすいことにより廃棄物の発生を抑制することができることその他の事由により，環境への負荷の低減に資する製品，③環境への負荷の低減に資する製品を用いて提供される等環境への負荷の低減に資する役務，のいずれかに該当する環境負荷の低減に資する物品または役務をいう（2条1項）。この定義から，本法は，再生品のみならず，広く環境負荷の低減に資する物品および役務の購入等を促進しようとするものであることが伺え，その意味で，循環型社会形成推進基本法19条（「再生品の使用の促進」）のほか，環境基本法24条（「環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進」）を具現化する法制度であるといえる[20]。

2．国および独立行政法人等における調達の推進

本法では，国および独立行政法人等の公的部門における環境物品等の調達の推進が最も大きな柱となっており，国及び独立行政法人等に対して，「物品及び役務の調達に当たっては，環境物品等への需要の転換を促進するため，予算の適正な使用に留意しつつ，環境物品等を選択する」という努力義務を課している（3条1項）。このように，本法は，国や独立行政法人等といった公的部門の購入主体が，大規模な購入者・発注者としての地位を利用することにより，公共契約を通じて環境政策を推進する狙いを持っている[21]。

政府においては，1995年度より，「国の事業者・消費者としての環境保全に向けた取組みの率先実行のための行動計画」を策定し，その中でグリーン購入の推進が図られてきたが，必ずしも十分な成果が上がっているとはいえない状況であった。そこで，本法では，これまで各省庁に限られていた対象機関を，国会や裁判所，さらには独立行政法人等にまで拡大している。なお，本法にいう「独立行政法人等」とは，「独立行政法人（独立行政法人通則法2条1項に規定する独立行政法人）又は特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって，総務省設置法4条15号の規定の適用を受けるもの）のうち，その資本金の全部若しくは大部分が国からの出資による法人又はその事業の運営

のために必要な経費の主たる財源を国からの交付金若しくは補助金によって得ている法人であって，政令（「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第２条第２項の法人を定める政令」）で定めるもの」をいう（２条２項)。

（１）基本方針の策定・公表

国及び独立行政法人等が，環境物品等の調達を総合的かつ計画的に推進するに当たっては，共通の基本ルールを定める必要がある。そのため，本法では，国に対して，環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下，「基本方針」という）の策定を義務づけている（６条１項)。基本方針には，①国及び独立行政法人等による環境物品等の調達の推進に関する基本的方向，②国及び独立行政法人等が重点的に調達を推進すべき環境物品等の種類（「特定調達品目」）及びその判断の基準並びに当該基準を満たす物品等（「特定調達物品等」）の調達の推進に関する基本的事項，③その他環境物品等の調達の推進に関する重要事項，が定められる（６条２項)。

基本方針の策定手続きであるが，環境大臣が，あらかじめ各省各庁の長等（国にあっては各省各庁の長，独立行政法人等にあってはその主務大臣）と協議して案を作成し，閣議決定される（６条３項)。閣議決定された場合，基本方針は，環境大臣によって，遅滞なく公表される（６条５項)[22]。

（２）各機関による調達方針の策定・公表と調達実績の概要の公表

基本方針が策定されると，各省各庁の長および独立行政法人等の長（当該独立行政法人等が特殊法人である場合にあっては，その代表者）によって，毎年度，基本方針に即して，物品等の調達に関し，環境物品等の調達の推進を図るための方針（「調達方針」）が作成される（７条１項)。この調達方針には，①特定調達物品等の当該年度における調達の目標，②特定調達物品等以外の当該年度に調達を推進する環境物品等及びその調達の目標，③その他環境物品等の調達の推進に関する事項，が定められる（７条２項)。同方針が作成されると，遅滞なく，公表される（７条３項)。

各省各庁の長および独立行政法人等の長は，この調達方針に基づいて，当該年度における物品等の調達を行うものとされており（７条４項)，また，毎会計年度または毎事業年度の終了後，遅滞なく，環境物品等の調達の実績の概要を取りまとめ，公表するとともに，環境大臣に通知する義務が課せられている（８条１項)。この通知を受けて，環境大臣は，環境物品等の調達の推進を図るため特に必要があると認められる措置をとるべきことを，各省各庁の長等に対して要請することができる（９条)。

３．地方公共団体による調達の推進

地方公共団体は，その総体としてみれば国以上に大きな経済主体であり，グリーン購入の率先的実施が望まれる。現在のところ，都道府県や政令市ではまずまずの実施状況であるが，市町村では，まだまだこれからという状況であり，今後のなお一層の普及拡大が必要な状況である。他方，物品調達は，地方自治の根幹をなすものであり，また現に独自の方法でグリーン購入を進めている団体もある[23]ことから，国の法律をもって一律的な規制等をすることは慎重にすべきであると考えられた。

以上の点を考慮して，本法では，都道府県および市町村の「努力義務」という形で，毎年度，物品等の調達に関し，環境物品等の調

達の推進を図るための方針を作成し（10条1項），当該方針に基づいて，当該年度における物品等の調達を行うことを要求している（10条3項）。同方針には，当該年度に調達を推進する環境物品等およびその調達の目標について定められる（10条2項）。

4．環境物品等に関する情報提供

グリーン購入のためには，その前提として，環境物品等の情報を必要とする購入者に，当該情報が提供されることが重要である。そこで，本法では，各種主体による情報提供の適切な実施を促進するうえで必要な規定が設けられている。

（1）事業者による情報提供の推進

物品の製造，輸入，販売等を行なう事業者には，当該物品の購入者等に対し，当該物品等に係る環境への負荷の把握のため必要な情報を適切な方法により提供する努力義務が課せられる（12条）。なお，この場合の「適切な方法」とは，事業者自らが製品カタログ等により環境情報を提供すること，後述する環境ラベル等の第三者機関による環境情報提供システムを活用することの両者が含まれる。

（2）第三者機関による環境情報提供システムを活用した情報提供の推進

事業者自らが環境物品情報を個別的に提供する方法は，自分で自分の情報を提供するというものであるため，提供される情報の信頼性には疑問が残る。そのため，独立した中立的な第三者機関が事業者等の製品等の環境への負荷に関する情報を提供すれば，当該情報の信頼性も確保することが期待できよう。購入者にとっても，事業者自らが提供する情報よりも第三者機関が提供する情報の方が，信頼できる有用な情報といえるであろう。このような第三者機関による情報提供の事例としては，エコマーク，グリーンマーク等の「環境ラベル」や，各製品の環境情報を一覧的にとりまとめて提供する取組み（たとえば，グリーン購入ネットワークの環境製品データブック）があげられる。

以上のような環境ラベル等の情報提供の質的向上を図るため，本法では，他の事業者が製造，輸入，販売する物品等について環境への負荷の低減に資するものである旨の認定を行い，またはこれらの物品等に係る環境への負荷についての情報を表示すること等により環境物品等に関する情報の提供を行う者に対して，科学的知見を踏まえ，および国際的取決めとの整合性に留意しつつ，環境物品等への需要の転換に資するための有効かつ適切な情報を提供する努力義務が課せられている（13条）。この場合における「国際的取決めとの整合性」とは，国際標準化機構（ＩＳＯ）の環境ラベル規格に準拠すること等が念頭に置かれているといえよう。

（3）国による関連情報の整理・提供

環境物品情報の量的増加・質的向上と同時に，これらの情報源に関する情報が体系的に整理され，さまざまな購入者のニーズに応じた検索や比較ができるようにすることも重要である。そのため，本法では，国に対して，環境物品等への需要の転換に資するため，事業者や認定機関などの第三者機関が行う情報の提供に関する状況について整理および分析を行い，その結果を提供することを要求している（14条）。なお，この要求を受けて，環境ラベル等データベースが作成され，環境省のホームページで公表されている[24]。

第4章　グリーン購入法における情報手法の検討

環境政策における情報手法としてグリーン購入法を概観したが，本章では，グリーン購入法で用いられているさまざまな情報手法について検討することとしたい。グリーン購入法では，行政自身には自己拘束による努力義務，事業者には環境負荷に関する情報提供などを求めて，環境に優しい商品が売れるようにするためにさまざまな情報手法が用いられているが，とりわけ，誰がどのような環境に関する情報を作成・収集・公開するのかという点に着目しつつ，あるべき環境政策手法について検討することとしたい。

なお，情報手法というとき，行政自身の情報を公開するとか，行政が情報を収集する方法，行政が情報を提供して社会を誘導するという，これまで行われている手法だけではなく，被規制者に情報を収集させて行政に提供させる手法，被規制者自身が情報を社会に対して公開するように義務づける手法などについても考える必要がある(25)。ただし，本稿では，グリーン購入法の法システムに従って，(1)国等の公的部門における環境物品等の調達と，(2)環境物品等に関する情報の提供，の大きく2つの段階に分けて，あるべき環境政策手法を模索することとしたい。

1．国等の公的部門における環境物品等の調達

国や地方公共団体などの公的主体が物品や役務の調達のための契約を締結する場合，調達という本来の目的からすれば，一方で予算の浪費防止・効率的利用，他方で契約の相手方となり得る競願事業者の保護のため，経済性・公正性が基本原則になると考えられる(26)。すなわち，グリーン購入法のように，調達契約に政策目的を盛り込むことは，公的主体にとって経済的に有利な内容の契約を締結するという意味での経済性と対立し得るし，また，経済的に有利な契約を締結し得る相手方を排除するという意味では，競願事業者の保護とも対立し得る。

政策目的と経済性との対立については，グリーン購入法では，「予算の適正な使用に留意しつつ」（3条）という留保を付しており，2つの要請が対立する場合にはこの規定によって調整を図ることが期待されている。他方，政策目的と競願事業者保護との対立については，当該政策目的が合理的である限りで憲法に違反しないと考えられる(27)が，そのほか，環境物品等の調達要件を明記し，調達方針・調達実績を作成・公表することも，公正性を確保するうえで要求されよう。また，現在では，公的部門は国民経済における大きな購入主体であることから，調達契約を通じて一定の政策目的が追求されることがある(28)が，グリーン購入法における政策目的を今一度確認したうえで，グリーン調達の主体についても触れることとしたい。以下，これらの問題について，より具体的に検討する。

（1）環境物品等の調達要件

グリーン購入で重要となるのは，商品選定に際しての具体的な判断基準である。思うに，①グリーン購入の対象物品等と，②グリーン購入の対象となる事業者，という2つの視点から総合的に考慮したうえで，製品やサービス（以下，「製品等」という）を購入する必要があると考える。この点，グリーン購入法では，環境大臣によって策定される基本方針のなかで，特定調達品目，その判断の基準，特定調達物品など，環境物品等を調達するうえでの要件が定められている（6条2項）が，このなかで，①グリーン購入の対象物品等に

ついては「環境物品等」の定義（２条１項）の中で読みとることができるが，②グリーン購入の対象となる事業者についての規定は存在しないので，とりわけ，②グリーン購入の対象となる事業者についても考慮することが今後の課題と考える。以下では，①グリーン購入の対象物品等と，②グリーン購入の対象となる事業者の，それぞれの要件について触れることとする。

①グリーン購入の対象物品等

製品やサービス（以下，「製品等」という）の購入にあたっては，エネルギー・鉱物・水資源の消費，地球温暖化影響物質やオゾン層破壊物質の放出，大気・水・土壌などの環境を汚染する物質の排出，廃棄物の発生など，多様な環境負荷を考慮する必要がある。また，環境への影響の大きさや広がり，地域差，修復に要する時間も配慮すべき要素である。製品ライフサイクルのある段階での負荷が相対的に小さくても，他の段階で負荷が大きく，全体としては環境負荷が大きくなってしまうことがあるので，製品等の環境負荷を評価するためには，資源採取，製造，流通，使用，リサイクル，廃棄の製品ライフサイクル全体を視野に入れて考慮する必要がある。

以上を踏まえて，製品等の購入に当たって考慮すべき主な事項としては，①環境や人の健康に影響を与えるような物質の使用や排出が削減されていること（「環境汚染物質等の削減」），②資源やエネルギーの消費が少ないこと（「省資源・省エネルギー」），③再生可能な天然資源は持続可能に利用していること（「天然資源の持続可能な利用」），④長期間の使用ができること（「長期使用性」），⑤再使用が可能であること（「再使用可能性」），⑥リサイクルが可能であること（「リサイクル可能性」），⑦再生材料や再使用部品を用いていること（「再生材料等の利用」），⑧廃棄されるときに適正な処理・処分が容易なこと（「処理・処分の容易性」）などが具体的にあげられよう[29]。

現在のところ，グリーン購入法では，グリーン購入法への取り組みが円滑で効率的に実行されるよう，「基本方針」で，国等が重点的に調達すべき物品等として，紙類，文具類，ＯＡ機器など14分野101品目を特定調達品目として選定したうえ，それぞれ環境物品等としての判断基準が規定されている[30]。そこで，まずはこれら特定調達品目を拡充していくことが今後の課題となろうが，その際，以上のような資源採取から廃棄までのライフサイクル全体における多様な環境負荷を考慮したうえで，環境物品等としての判断基準を策定する必要がある。

②グリーン購入の対象となる事業者

グリーン購入を実施するに当たっては，購入する製品やサービス（以下，「製品等」という）に関する環境負荷を考慮するだけではなく，環境負荷の低減に努める事業者から製品やサービスを優先して購入する必要がある。すなわち，製品等を設計・製造・販売している事業者が，環境負荷低減に積極的に取り組んでいるかどうかを考慮したうえで，当該事業者が設計・製造・販売している製品等を購入する必要がある。

以上を踏まえて，事業者について考慮すべき主な事項としては，①組織的に環境改善に取り組むしくみがあること（「環境マネジメントシステムの導入」），②省資源，省エネルギー，化学物質等の管理・削減，グリーン購入，廃棄物の削減などに取り組んでいること（「環境への取り組み内容」），③環境情報を積極的に公開していること（「環境情報の公開」），などがあげられよう[31]。すなわち，

製品等を設計・製造・販売している事業者が，環境に関する法規制などを遵守し，適切な環境マネジメントを実施し，環境に関する情報を公開するなど，環境負荷低減に積極的に取り組んでいるかどうかを考慮しながら，製品等の購入する必要がある。

そのため，立法政策としては，製品等を購入する要件の中に，①ＩＳＯ１４００１（環境マネジメントシステム）を取得しているかどうか(32)，②環境情報を積極的に公開しているかどうか，ということを取り入れ，グリーン購入法の中にも明記すべきであろう。とりわけ，環境情報を積極的に公開しているかどうかを重視し，たとえば，環境マネジメントシステムや環境への取り組みの実績，計画，製品の環境情報など，環境に関わる情報を会社案内や環境報告書，インターネットのホームページ，製品カタログなどさまざまな媒体を通して積極的に情報公開している事業者が設計・製造・販売している製品等を購入することが望まれる。

（２）調達方針・調達実績の作成・公表

たしかに，公共機関として環境保全を担っている以上，行政機関が自ら率先して環境保全に取り組むのは当然の責務といえよう。しかし，グリーンなマーケットを形成し，市場を通じて企業活動を誘導するうえで，行政機関が市場に与える影響はきわめて大きいので，グリーン調達を実施するに当たって行政側の恣意的な判断で特定の企業が優遇されることのないように注意する必要がある。

このときに有効なのが，どのような基準で調達を行なうのかという調達基準を作成するとともに公表するほか，実際の調達実績はどうなのかという情報についても作成・公表することである。この点，グリーン調達法では，まず環境大臣により基本方針が作成・公表され（６条），その基本方針に基づいて各省各庁の長および独立行政法人等の長によって調達方針が作成・公表される（７条）ほか，調達実績についても作成・公表されることが義務づけられている（８条）。調達基準や調達実績が公表されるということで透明なグリーン調達が期待できるので，透明性が確保されているという点では大いに評価できるといえよう。

ただ，調達方針にしても調達実績にしても，各省各庁および独立行政法人等がそれぞれ独自に作成・公表するというのみであり，これらすべての調達方針や調達実績をとりまとめて集計したものを公表するという仕組みは存在しない。各省各庁および独立行政法人等のグリーン調達の取組み状況を比較できるようにするためにも，たとえば環境省あたりが，各省各庁および独立行政法人等の調達方針や調達実績をとりまとめて，その集計結果を公表する手法を取り入れることも一案ではないかと考える。

（３）グリーン購入の主体（とりわけ，地方公共団体の取組み）

グリーン購入の主体を考えるに当たり，まず，グリーン購入の意義について確認しておくこととしたい。従来，企業が環境に配慮した「グリーンな」製品を作っても，消費者がそれを選ばないため，グリーンな製品の開発・販売意欲は削がれていった。環境への負荷の少ない製品やサービスを優先的に購入するグリーン購入は，ここ数年で行政機関や企業の間で急速に広まってきたように思われるが，グリーン購入は，市場（マーケット）を通じて企業を誘導することができるという点で，社会的にきわめて大きな意味を持つ。そして，グリーン購入が拡がれば，グリーンな製品を開発・販売している企業は利益を上げ

ることができる。「環境によいものを作れば売れる」ことになれば，企業は，グリーンな製品を競って開発・販売するようになることが予想できる。このように，グリーン購入は，グリーンなマーケットを形成し，市場を通じて企業活動を誘導することができ，いわば，環境問題に対して積極的に取り組む企業を支援する草の根の「買支え」運動といえよう。社会が変わるには企業が変わることが要求されるが，その鍵を握っているのがグリーン購入といえる。

次に，国や地方公共団体などの公共機関の果たす役割について確認する。グリーンなマーケットを形成し，市場を通じて企業活動を誘導するうえで，とりわけ公共機関の果たす役割は非常に大きい。というのも，公共機関は，国と地方とを合わせると日本全体のマーケットシェアの約18%を占めているといわれ，市場に与える影響はきわめて大きいからである。また，現在では，国や地方公共団体などの公共機関は，国民経済における大きな購入主体であることから，調達契約を通じて一定の政策目的が追求されることがある。グリーン購入法の場合，環境への負荷の低減に資する物品等への需要の転換を促進し，環境への負荷の少ない社会を構築することを政策目的としている（1条）。公共機関として環境保全を担っている以上，公共機関自らが率先して環境保全に取り組むのは当然の責務といえよう。そのため，グリーン購入法では，都道府県および市町村などの地方公共団体による環境物品等の調達については「努力義務」となっている（10条）が，地方においては地域最大の購入者である場合が多いこともあるので，自らの購買力の大きさを認識して，都道府県および市町村などの地方公共団体についても，積極的にグリーン購入を推進することが望まれよう。

公共機関がグリーン調達を実施することにより，次のようなことが期待できる。第1に，環境物品の価格を下げることが期待できる。すなわち，環境に配慮したグリーンな製品は，開発や原材料調達に付加コストがかかることがあるため，販売当初は価格が高めになることが多いが，行政機関が率先して一定のまとまった量を購入し，初期需要を生み出せば，量産効果が出るので価格が低下することが期待できる。第2に，地方におけるグリーンな商品の流通パイプを作ることが期待できる。すなわち，流通の中心地である東京や大阪を離れれば離れるほど，地方における品揃えは少なくなるが，地方公共団体など地域の行政機関がグリーンな製品を継続的に購入することになれば，ある程度の在庫を安心して持つことができ，民間企業や消費者にも販売することができるようになることが期待できる。第3に，行政機関がある製品を購入しているという場合，その製品は購買金額以上のステータスになることが期待できる。すなわち，製品に対する信頼度が上がり，民間企業などにも普及しやすくなるという波及効果も期待できよう[33]。

2．環境物品等に関する情報の提供

環境物品等に関する情報が誰によって情報提供されるのかという視点からみてみると，(1)事業者による情報提供手法，(2)第三者機関による情報提供手法，(3)行政機関による情報提供手法とに分けることができる。そこで，以下では，情報提供する主体によって分類した情報提供手法ごとに論じることとしたい。

（1）事業者が自身の情報を公開する手法

情報公開というと，行政機関が保有する情報の公開が中心となるが，環境政策において

は，事業者が保有する情報の公開も，環境保全や生命，健康の安全にとって重要であるし，消費者がグリーン購入を行なう際の判断材料としても重要である。

事業者が自身の保有する環境情報を公開する手法としては，①環境報告書，②環境広告，③広報，④製品取扱説明書，⑤通信販売の表示，⑥製品・包装のラベル，などが考えられる。このなかで，①②③④⑤については，環境負荷データを表示・提供することができるのに対して，⑥製品・包装のラベルはマークのみを表示するというものである。そこで，以下では，環境負荷データを表示・提供する手法の代表として環境報告書を，環境マークの手法として製品・包装のラベルをそれぞれ取り上げ，これら2つを素材として考察する。

以上の事業者が自身の保有する環境情報を公開する手法については，自身の保有する情報を自らが情報提供する手法であるため，以下のような問題点が指摘できよう。まず，(1)環境負荷データを表示・提供する手法（「環境報告書」）に対しては，①表示・提供される情報の正確性をチェックするシステムがなく，当該情報の真否が明らかでない，②内容・基準の統一化が図られておらず，そのため，企業間の比較ができない，③ネガティブ情報については表示・提供されない，④環境報告書の公表企業数は年々増加しているが，企業全体に占める割合は依然として僅かである，などの問題点が指摘できよう(34)。

そこで，どのようにすべきかであるが，まず，(1)環境データ表示・提供手法（「環境報告書」）の解決策を模索する（以下の番号は上記のものと対応）と，①第三者による評価システムを導入し，環境報告書の信頼性を確保すること(35)，②環境報告書の項目を共通項目と独立項目とに分け，共通項目については統一的な基準の下に情報提供をするものとすること，④環境報告書データベースの構築など，国が作成者を支援し，また，環境報告書の記載内容について実務上の利便性を向上させるとともに，環境報告書に取り組む企業へのインセンティブをさらに付与する方策を検討することが考えられる(36)。

次に，(2)環境マークのみを表示する手法（「製品・包装のラベル」）であるが，①各企業で異なる基準に基づいているため，企業間の比較ができない，②何よりもラベルの種類が多すぎて購入側が認知・理解することは困難である，③まさにオール・オア・ナッシングであるため，どの程度環境に配慮しているのかといった環境負荷データについてはわからない，などの問題点が指摘できよう。

(2)環境マークのみを表示する手法（「製品・包装のラベル」）の解決策を模索する（以下の番号も上記の番号と対応）と，①②できるかぎり第三者機関による審査を受けたうえで，統一されたマークを表示する，②環境マークのみを表示するのではなく，できるかぎり環境負荷データも一緒に表示する，ということが要求されよう。

なお，最近では，環境ラベルが国際標準化され，ＩＳＯ１４０２０シリーズとして発行されるに至っている。ＩＳＯで規格化された環境ラベルには，①タイプⅠ環境ラベル表示規格（第三者認証環境ラベル規格：ＩＳＯ１４０２４），②タイプⅡ環境ラベル表示規格（自己宣言環境ラベル：ＩＳＯ１４０２１），③タイプⅢ環境ラベル表示規格（定量的環境情報ラベルの技術報告書（ＴＲ：Technical Report１４０２５）の３つのタイプがある(37)。このなかで，②タイプⅡ環境ラベル表示規格（ＩＳＯ１４０２１）は，製品の供給者が独自の基準を設定し，この基準を満たした製品に対して自らが付与する「自己宣言型」のラベルである。現在，企業が行なって

いる環境情報の提供はこのタイプが大部分で，そこでは「環境にやさしい」などの曖昧な表現が用いられることが少なくない。しかし，ＩＳＯ１４０２１の下では，このような表現は禁止され，具体性，実証性，客観性，論理性が要求されている。また，③タイプⅢ環境ラベル表示規格（定量的環境情報ラベルの技術報告書（ＴＲ：Technical Report１４０２５）は，製品の環境側面をライフサイクル・アセスメント（ＬＣＡ）手法で定量情報として開示するラベルである。原材料の資源採掘から製造，物流，使用，商品使用後のサイクル，廃棄の段階に至るまで，製品のライフサイクル全体にわたって環境負荷を把握し，その内容を定量情報（数量情報）として評価するものである。

環境情報の提供は，事業者と消費者との環境コミュニケーションのギャップを埋めるものなので，提供される環境情報の信憑性が要求される。そこで，以下で述べる，第三者機関が実施する認証・審査登録制度の充実が望まれる。しかし，環境問題に対する事業者の積極的な取り組みの成果を提供することも評価すべきであり，事業者が自身の保有する環境情報を公開する手法を否定すべきではない。一方，一般消費者の立場から見ると，環境負荷の低減に資する物品・サービスを探したい場合は，以下で述べる第三者機関が実施するマーク等を表示する手法が有効で，幅広く製品ごとの環境負荷情報を比較検討したい場合は，環境負荷データを表示・提供する手法が有効であるといえる。そのように考えると，事業者が自らの保有する環境情報を提供する手法は，認証・審査登録制度を補完するものと位置づけ，環境負荷データを積極的かつ正確に提供することが望まれる。その際，曖昧で抽象的な環境表現を用いることは避けるべきであり，その点で，自己宣言型の環境ラベルを活用して，環境情報を提供しようとする場合でも，このＩＳＯ１４０２１やＩＳＯ１４０２５に適合することが望まれよう。

（２）第三者機関による情報提供手法（認証・審査登録制度）

製品やプロセスなどが特定の規格などの要求事項に適合していることを第三者が審査し，証明することを一般に認証（dertificate）というが，認証されたことを記録に残すため当該機関に登録する必要があるので，審査登録と呼ぶこともある。こうした第三者による審査制度を，認証制度あるいは審査登録制度と呼んでいる。認証・審査登録制度の例としては，ＪＩＳ（日本工業規格，工業標準化法）の品質保障制度のほか，環境関連の規格である国際標準化機構（International Organization for Standaradization：ＩＳＯ）の環境マネジメントシステム（ＩＳＯ１４００１）や，ＩＳＯで規格化されたタイプⅠの環境ラベル表示規格（第三者認証環境ラベル規格：ＩＳＯ１４０２４）などがある。このような認証・審査登録制度の場合，同じ基準の下で複数企業と比較することができる。

タイプⅠ環境ラベル表示規格（ＩＳＯ１４０２４）は，製品およびサービスを環境の視点で識別し，その優位性をラベルで表示し，ラベル表示を製品購入時の判断材料とし，市場原理を通じて環境負荷の少ない製品の普及を図るものである。いわば，消費者の製品選択をベースとした市場原理によって環境負荷の低減を達成しようとする誘導手法である。たとえば，ドイツの「ブルーエンジェル」が有名であるが，日本の「エコマーク」や「グリーンマーク[38]」もこのタイプの環境ラベル表示である。以下では，日本における代表的な第三者機関による情報提供手法であるエコマークを素材として考察する。

エコマークは，ライフサイクル全体を考慮して環境保全に資する商品を認定し，表示する制度で，環境省所管の財団法人日本環境協会（以下，「協会」という）によって実施されている。また，ＩＳＯの規格（ＩＳＯ１４０２４）に則った日本における唯一のタイプⅠ環境ラベル制度である(39)。なお，日常生活に伴う環境への負荷の低減などを通じて環境保全に役立つと認められる商品に「エコマーク」を付けることにより，商品の環境的側面に関する情報を広く社会に提供し，環境にやさしくありたいと願う消費者による商品の選択を促すことを目的としている。

エコマークが開始された1989年当初は，「特定フロンを使用しないスプレー製品」など７種類の品目を対象としているのみであったが，その後，対象品目および認定商品は毎年拡大され，現在では，幅広い商品が対象とされ，商品の類型ごとに認定基準が設定されている。なお，2002年12月31日現在，64種類の商品類型，5391の商品が認定を受けており，認定企業数も1867にのぼる。

環境情報の提供は，事業者と消費者との環境コミュニケーションのギャップを埋めるものなので，提供される環境情報の信憑性が要求される。とりわけ，消費者に対して，それぞれの商品に関する環境影響の情報が十分かつ正確に伝えられる必要がある。そこで，第三者機関が実施する認証・審査登録制度の充実が望まれるが，注意すべきことは多い。

第１に，その第三者機関としてどのような機関が考えられるのかであるが，第三者機関という以上，少なくとも，(1)専門知識を有する者で構成される機関で，(2)審査対象から独立した機関，であることが要求されよう。(1)専門知識を有する者で構成される機関についてであるが，審査機関という以上，適正な審査をするために最低限要求される要件といえよう。(2)審査対象から独立した機関についてであるが，「第三者」機関が実施するという以上，審査対象の企業とは独立した機関であることが要求されよう。とりわけ，経済的に独立していることが要求されるが，審査対象企業から費用をとる場合には注意を要する。もっとも，エコマークの場合，エコマーク商品認定・使用申込書の提出の段階では費用はかからず，「認定」の場合に協会と契約を結ぶこととなるが，契約を結ぶ時点でエコマーク使用料がかかる仕組みとなっている。しかし，財政状況が苦しい場合に，この契約を結んで使用料を確保しようとすることも考えられるので，財政面での支援措置も十分に検討する必要がある。このほか，この第三者機関を，民間主導にすべきか，それとも政府と民間の中間に位置するべきかも考える必要がある。各国の環境ラベル制度をみてみると，ＥＣやドイツのように民間主導で認証をするもの，日本のように政府と民間の中間に位置する団体（日本環境協会）が認証するものとがある。第三者機関としてどのような機関が主導で実施すべきかについて今一度考えてみる必要があろう。

第２に，認定基準の妥当性も要求される。提供される環境情報の信憑性を確保するためには，表示の正確性，科学的根拠の明確性が非常に重要になるが，わが国のエコマークは，その基準が明確でないことが批判されている(40)。また，認定基準についても，ドイツのブルーエンジェルマークは，毎年200件の申請があるなかで３～６件しか合格しないという厳しさであるのに対して，エコマークでは申請の84％も合格するといった甘く広い門であるとの指摘もなされている(41)。そのため，とりわけ，認定基準の策定に当たっては，科学的根拠を明確にしたうえで，適正な基準を策定することが望まれる。もっとも，エコ

マーク商品類型の選定と認定基準の策定手続きにおいては，「新たな商品類型の提案」⇒「エコマーク類型・基準制定委員会での商品類型の審議」⇒「新たに検討すべき商品類型の選定・公表」⇒「商品類型別ワーキンググループによる認定基準案の策定」⇒「認定基準案の公表・60日間の意見受付」⇒「エコマーク類型・基準制定委員会での認定基準案の審議」⇒「新たな商品類型と認定基準の決定・公表」といったそれなりに透明で民主的な手続きを踏む(42)ので，あとは科学的な根拠も踏まえたうえで明確にすることを期待したい。

第3に，環境マークのみを表示する手法は，いわばオール・オア・ナッシング（all or nothing）の手法なので，どのくらい環境負荷を与えているかは不明である。そこで，基礎データである環境負荷データについては，請求されたら開示するのも1つの手であるように考える。

（3）行政による情報公開手法

情報公開は，環境管理にとって住民参加の基礎となり，民主行政の確保に資するとともに，行政リソースの不足を補う点で極めて重要である（「環境と発展（開発）に関するリオ宣言」第10原則参照）。

行政機関が一般に対して，どのような手法で環境情報を公開するかは大きな問題である。情報公開法や情報公開条例との関連で用いられている広義の情報公開手法として，宇賀克也は，①私人の開示請求権の行使を前提とせずに情報公表が義務づけられている「情報公表義務手法」，②私人の開示請求権の行使に応じて行なわれる「情報開示請求手法」，③行政の裁量により行なわれる「情報提供手法」をあげている(43)。

行政機関が保有する情報の公開に関しては，環境基本法が，環境教育や民間団体の環境保全活動を推進するため，「必要な情報を適切に提供するように努める」ことを規定している（27条，34条2項）が，これは国の有する情報のうち国が適切であると判断するものをその裁量により相手方に提供することができる旨の規定であり，すべてにわたって国の裁量により判断される点で限界がある。そのため，必要に応じて行政機関が積極的に情報を提供することが望まれるが，必要な情報については行政機関に対して開示を義務づけることが要求される。ちなみに，「環境と発展（開発）に関するリオ宣言」第10原則では，「有害物質や地域社会における活動の情報」や「公の機関が有している環境関連情報」に関して，行政意思決定の参加の観点から，市民にアクセスさせるべきであるとしている。

この点につき，ドイツ環境情報公開法では，何人に対しても環境に関する情報にアクセスすることを求める権利を認めるとともに，行政庁に対しては当該情報の提供や，文書閲覧権を保障することを要求している（4条）。一方，日本では，開示の対象となる情報を環境の領域に限定しているわけではないが，1999年に情報公開法が成立し，何人にも開示請求権を認める（3条）とともに，行政機関の長に対しては行政文書の開示義務を課している（5条）。さらに，同法では，法人情報に関して，「人の生命，健康，生活又は財産を保護するため，公にすることが必要であると認められる情報」については，義務的に開示することが規定されている（5条2号ただし書き）。これは，法人等の利益よりも優越する公益がある場合には開示を義務づけるというものである。さらに，公益上の理由により，行政機関の長が裁量により開示することもできる。このように，情報公開法は，行政文書を開示の対象としており（3条），この

中には当然環境関連の情報も含まれるうえ，厳格な要件のもとに義務的開示を認めている点で環境基本法の立場よりも進歩したものといえる(44)。

しかし，情報公開法は，いくつかの限界を有している。第1に，情報それ自体を対象としているのではなく，「文書，図画及び電磁的記録」といった記録媒体を対象としている（2条2項）ため，これらの記録媒体に記録されていない情報は対象外となる。第2に，開示請求時点において「当該行政機関が保有しているもの」を行政文書としている（2条2項）ため，開示請求時点において行政機関が保有していない行政文書を開示請求に応じるために作成する義務まではないという限界も有している。第3に，市民の開示請求（3条）に応じて行政機関が受動的に開示する（5条）手法であって，行政の方から積極的に開示するものではないという限界も有している。そのため，必要な情報については，行政機関に作成を義務づけるとともに，開示請求を待つまでもなく情報公表を義務づける手法を考える必要がある(45)。

このような情報公表義務づけ手法として，グリーン購入法では，開示請求を待つまでもなく，基本方針の公表（6条5項），調達方針の公表（7条3項），調達実績の公表（8条1項）が義務づけられている。ただし，これらの公表が義務づけられているのは，各省各庁の長および独立行政法人等の長に対してであり，地方公共団体に対しては義務づけられていない。そのため，地方公共団体に対しては，自らの裁量により積極的に情報を提供することが求められるが，地方公共団体の取組み状況（調達方針，調達実績）の公表を義務づけることが今後の課題として残されているといえよう。

このほか，グリーン購入法では，国に対して，事業者や第三者機関が行なう情報の提供に関する状況の整理および分析を行なうとともに，その結果を提供することが要求されている（14条）が，これも，開示請求を待つまでもなく情報公表を義務づけるものであり，評価できよう。

第5章　おわりに

大量生産・大量消費・大量廃棄を前提とする現在の社会を「循環型」社会に変え，持続可能な社会の構築を進めるうえで，グリーン購入は，きわめて有効な手段の1つである。グリーン購入法の策定によって，環境物品等に関する情報を一般に提供することにより，環境物品の購入者は，(1)環境情報を知り，(2)グリーン購入の計画を立て，(3)環境物品を探す手がかりとする，ことが期待される。逆に言うと，一般の購入者がこれらの行動を起こせるように，正確かつ適正な情報が提供される必要がある。すなわち，①国等の公的部門における環境物品等を調達する段階，②環境物品等に関する情報を提供する段階，の各段階において，環境政策における情報手法としてグリーン購入法をうまく機能させる鍵は，情報の「質」といえる。

まず，①国等の公的部門における環境物品等を調達する段階においては，環境物品等の調達要件や調達実績を明確にするとともに公表することによって，当該情報の「透明性」を確保する必要がある。次に，②環境物品等に関する情報を提供する段階においては，できる限り独立した第三者機関が実施する認証・審査登録制度を充実させることによって，提供される環境情報の「信憑性」を確保する必要がある。このように，環境政策における情報手法において環境情報の「質」を確保するためには，当該情報の「透明性」や

「信憑性」を確保するための仕組みが必要といえよう。

なお，情報手法の適用にあたっては，この手法が効果を発揮するためには，開示，提供される情報が事業活動などによる環境負荷を正しく反映したものであることが必要不可欠であることを踏まえ，情報の開示や提供の手法と合わせ，事業活動や製品などの環境面からの評価の手法の開発を進め，その普及を図ることが必要となる（環境基本計画第２部第２節）。事業活動や製品などの環境面からの評価を行なう手法として，環境基本計画では，①環境パフォーマンス評価，②環境会計，③ライフサイクル・アセスメント（ＬＣＡ）の３つが具体的にあげられている（第３部第１章第８節）が，これらの評価手法をより充実させ，バージョンアップを図ることも要請されるところである。

なお，ドイツの環境法典草案（1998年）においては，①「予防原則（Vorsorgeprinzip）」（５条），②「原因者主義原則（Verursacherprinzip）」（６条），③「協働原則（Kooperationsprinzip）」（７条）という３つの基本原則が定められている。このなかで，「協働原則」のもとでは，環境保護は，国家のみが担うものではなく，国家と市民の両方が担うものとされ，行政と事業者に加えて，市民も協働の主体として環境政策目的の実現に大きな役割を果たすことが期待されている(46)。グリーン購入法の環境政策目的である「環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会」の構築を図るためには市民（消費者）の積極的な行動が不可欠であるが，そのための前提条件として，正確な情報の共有が重要となる。行政・事業者，市民といった，それぞれの主体が情報を共有することによって，環境政策におけるコミュニケーションを促進することにもなろう。

最後に，「循環型社会」を支えるのは，グリーン化した市場とそれを支える啓発された消費者であると考えるが，グリーン購入法が，これらグリーン化された市場といわゆるグリーンコンシューマーを生み出すことを期待しながら，今度の動向を注意深く見守りたい。

註

(1) 循環型社会形成推進基本法に関しては，循環型社会法制研究会編『循環型社会形成推進基本法の解説』（ぎょうせい，2000年），川上毅「『循環型社会形成推進基本法』の概要について」ジュリスト1184号（2000年）17頁以下，大塚直「循環型社会形成推進基本法の意義と課題」廃棄物学会誌12巻５号（2001年），高橋信隆「循環型社会の法システム」大塚直＝北村喜宣編『環境法学の挑戦』「淡路剛久教授・阿部泰隆教授 還暦記念」（日本評論社，2002年）256頁以下，阿部泰隆＝淡路剛久編『環境法［第２版追補版］』（有斐閣，2002年）360頁以下［阿部泰隆執筆部分］など参照。

(2) グリーン購入と環境ラベルに関しては，加藤峰夫「グリーン購入とエコラベル」森島昭夫＝大塚直＝北村喜宣編『環境問題の行方』［ジュリスト増刊〈新世紀の展望２〉］（有斐閣，1999年）271頁以下参照。

(3) 環境政策手法に関する文献としては，阿部泰隆「環境法制の課題」ジュリスト1000号（1992年）80頁以下，阿部＝淡路編・前掲註(1)書49頁以下［阿部泰隆執筆部分］，高橋滋「法と政策の枠組み－行政法の立場から－」『［岩波講座 現代の法４］政策と法』（岩波書店，1998年）18頁以下，勢一智子「ドイツ環境行政手法の分析」法政研究62巻３＝４号（1996年）583頁以下，大塚直「環境政策の新たな手法」法学教室256号（2002年）96頁，浅野直人「環境管理の非規制的手法－国内法を中心として－」大塚＝北村編・前掲註(1)『環境法学の挑戦』142頁以下など参照。また，環境規制分野における新しいタイプの規制手法について，その体系的な位置づけと評価を行なうものとして，黒川哲志「新しい環境規制手法の評価 －ＩＴ革命と市場のグリーン化に支えられた規制スタイルの転換－」阿部泰隆＝根岸哲監修・神戸大学法政策研究会編『法政策学の試み－法政策研究（第３集）』（信山社，2000年）55頁以下参照。

もちろん，環境政策手法の適用にあたっては，環境政策のベスト・ミックスの考え方の下に，その分野における最も適切な政策手法を中心として，複数の政策手法を組み合わせた政策パッケージを形成し，個々の手法の短所を補い，政策効果を最大限に高めることが必要となる（環境基本計画第２部第２節３「あらゆる政策手段の活用と適切な組合せ」参照）。

(4) ドイツ環境法領域を素材として，情報手法の主要な仕組みを取り上げ，環境情報の機能と役割を中心にその現在法的意義について論ずる文献として，勢一智子「環境情報の行政法的機能について －ドイツ環境法における情報のコントロール機能－」川上宏二郎先生古稀記念論文集刊行委員会編『情報社会の公法学』〔川上宏二郎先生古稀記念論文集〕（信山社，2002年）239頁以下参照。

(5) 大塚直『環境法』（有斐閣，2002年）69頁以下，鈴木庸夫代表編集『自治体政策法務マニュアル〔仮称〕』（第一法規，近刊予定）第二章３「行政手法の諸類型」，(4)「誘導手法」部分〔田中謙執筆部分〕など参照。また，情報提供による誘導手法については，阿部泰隆『行政の法システム（上）〔新版〕』（有斐閣，1997年）389頁以下参照。

誘導手法に関しては，中里実「誘導的手法による公共政策」『〔岩波講座 現代の法４〕政策と法』（岩波書店，1998年）294頁以下，小早川光郎『行政法上』（有斐閣，1999年）231頁以下など参照。また，誘導手法の行政法体系における位置づけに関しては，中原茂樹「誘導手法と行政法体系」小早川光郎＝宇賀克也編『行政法の発展と変革 上巻』〔塩野宏先生古稀記念〕（有斐閣，2001年）553頁以下参照。

(6) 規制・監督手法の機能不全に関する詳細は，阿部・前掲註(3)論文80頁以下，同・前掲註(5)書163頁以下，北村喜宣『環境政策法務の実践』（ぎょうせい，1999年）９頁以下，浅野直人「環境管理の非規制的手法－国内法を中心として－」大塚＝北村編・前掲註(1)『環境法学の挑戦』143頁以下など参照。

(7) 法規違反に対して，直罰ではなく，行政命令を介在させ，その違反に対してはじめて処罰するシステムを，阿部泰隆は「ワンクッション・システム」と称している。阿部・前掲註(5)書120頁，166頁参照。ちなみに，今日では，大気汚染，水質汚濁関係は直罰システムであるが，騒音，悪臭，振動規制は「ワンクッション・システム」である。

(8) もちろん，日本の情報公開法は，「環境」情報のみを対象にした法律ではないが，一般的な情報公開法なので，環境関連の情報についても公開の対象となる。情報公開法に関する詳細は，宇賀克也『新・情報公開法の逐条解説』（有斐閣，2002年），松井茂記『情報公開法』（有斐閣，2001年），総務省行政管理局編『詳解 情報公開法』(財務省印刷局，2001年)，北沢義博＝三宅弘『情報公開法解説』(三省堂，1999年)，小早川光郎編著『情報公開法』（ぎょうせい，1999年），畠基晃『情報公開法の解説と国会論議』（青林書院，1999年），塩野宏『行政法Ⅰ〔第二版増補〕』（有斐閣，1999年）291頁以下，「【特集】情報公開法の制定」ジュリスト1156号（1999年）10頁以下，「【特集】コンメンタール情報公開法」法律時報71巻８号（1999年）４頁以下，「【特集】使いこなそう！情報公開法」法学セミナー538号（1999年）６頁以下など参照。

なお，情報公開法については，スウェーデンやフィンランドといった欧米諸国が先行していたが，1966年に，アメリカ連邦政府が，「情報自由法（Freedom of Information Act; FOIA)」を成立させたことが，情報公開制度を民主主義国家に広く普及させる契機となった。その後，先進国の多くが，すでに情報公開法を制定している。FOIA については，宇賀克也『アメリカの情報公開』（良書普及会，1998年），松井茂記「アメリカの情報公開法」ジュリスト1090号（1996年）102頁以下，1092号（1996年）43頁以下，1093号（1996年）69頁以下など参照。

(9) 同法に関する詳細は，大塚直「ＰＲＴＲ法の法的評価」ジュリスト1163号（1999年）115頁以下，環境庁環境保健部環境安全課「特定化学物質の環境への排出量等及び管理の改善の促進に関する法律について」ジュリスト1163号（1999年）112頁以下，「【特集】ＰＲＴＲをめぐる最近の動向」季刊環境研究116号（2000年）３頁以下，環境法政策学会編『化学物質・土壌汚染と法政策』（商事法務研究会，2001年）１頁以下，拙稿「ＰＲＴＲ法における環境情報の統制」長崎大学経済学部研究年報17号（2001年）15頁以下など参照。

ＰＲＴＲ制度についての詳細は，化学工業日報社編『化学物質管理の新しい手法「ＰＲＴＲ」とは何か』（化学工業日報社，1997年），稲永弘『〔ＰＲＴＲ〕がみるみるわかる本』（ＰＨＰ研究所，1999年），浦野紘平「有害化学物質の新展開－環境汚染物質排出・移動登録（ＰＲＴＲ）制度の導入について」自

由と正義1997年12月号104頁以下など参照。

(10) *See* Council of 7 June 1990 on the freedom of access to information on the environment (90/313/EEC), OJ No L158, 23.6.1990, p56. 当該指令の全訳および内容については，藤原静雄『情報公開法制』（弘文堂，1998年）223頁以下参照。

(11) *See* Conucil Regulation (EEC) No 880/92 of 23 Marth 1992 on a Community eco-label award scheme, OJ No L99, 11.4.1992, p.1. 同規則に関しては，山口光恒「ＥＵエコラベル制度の動向」ＮＢＬ594号（1996年）31頁以下，同595号（1996年）38頁以下参照。

(12) *See* Conucil Regulation (EEC) No 1836/93 of 29 June 1993 allowing voluntary participation by companies in industrial sector in a Community eco-management and audit scheme, OJ No L168, 10.7.1993, p.1. 同規則に関しては，高橋信隆「環境監査の法制化と理論的課題－ＥＣの環境監査規則を素材として－」熊本法学82号（1995年）１頁以下，奥真美「環境管理・監査スキームの可能性－ＥＵの事例から学べること－」都市問題88巻１号（1997年）99頁以下，同『ＥＣの環境法制度と環境管理手法』（東京市政調査会，1998年）43頁以下，拙稿「環境マネジメント・監査手法の考察（上）（下）」六甲台論集［法学政治学篇］42巻２号（1997年）69頁以下，同巻３号（1998年）149頁以下など参照。

(13) Vgl. Gesetz zur Umsetzung der Richtlinie 90/313/EWG des Rates vom. 7. Juni 1990 über den freien Zugang zu Information über die Umwelt, vom 8 Juli 1994, BGBl. I S.1490. 本法の全訳および内容については，藤原・前掲註(10)書249頁以下参照。また，全訳については，大橋洋一『行政法学の構造的変革』（有斐閣，1996年）332頁以下も参照。

(14) Vgl. Gesetz zur Ausfuhrung der Verordnung (EWG) Nr. 1836/93 des Rates vom 29. Juni 1993 über die freiwillige Beteiligung gewerblicher Unternehmen an einem Gemeinschaftssystem für das Umweltmanagement und die Unweltbertiebsprüfung (Umweltauditgesetz-UAG) vom 7. Dezember 1995, BGBl. I S.1591. 同法に関しては，高橋信隆「環境監査の構造と理論的課題（上）（下）－ドイツ環境監査法を素材として－」立教法学48号（1998年）１頁以下，49号（1998年）52頁以下，米丸恒治「民活による環境管理？－環境監査法の施行とその内容－」行財政研究31号（1997年）68頁以下，島村健「エコマークとエコ監査－公法学的観点からする考察－」国家学会雑誌112巻３＝４号（1999年）175頁以下など参照。同法の翻訳については，松村弓彦「環境監査法と環境監査人公認手続令」季刊環境研究105号（1997年）145頁以下参照。

(15) 大塚・前掲註(5)書103頁参照。

(16) 大塚・前掲註(5)書104頁，吉川栄一『企業環境法』（上智大学出版会，2002年）89頁以下など参照。

(17) 環境報告書に関する詳細は，大塚・前掲註(5)書104頁以下，吉川・前掲註(16)書91頁以下のほか，国部克彦＝森下研（監修）＝太田昭和センチュリー編著『環境報告書ガイドブック』（東洋経済新報社，2000年），環境省『環境報告書ガイドライン（2000年度版）－環境報告書作成のための手引き－』（2001年），鈴木浩ほか『「環境報告書」の理論・実践作成マニュアル－環境庁公表環境会計システム導入のガイドライン－』（東京教育情報センター，2000年），国部克彦＝富増和彦＝資源リサイクルシステムセンター編『環境報告書の理論と実際－環境情報開示をどう進めるか－』（省エネルギーセンター，2000年）など参照。

(18) 商法・証券取引法に基づく公表手法については，とりわけ，吉川・前掲註(16)書103頁以下参照。なお，今後，企業の評価にとって環境保全活動への取組みが重要な意味を持ってくると考えられるので，商法や証券取引法の分野においても，アメリカ法を参照としつつ，営業報告書や有価証券報告書の中で環境情報の記載を明確に義務づけるとともに，この公表を推進することが求められよう。

(19) 本法に関しては，小沢典夫「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）の概要」ジュリスト1184号（2000年）39頁以下，阿部＝淡路編・前掲註(1)書368頁以下［阿部泰隆執筆部分］参照。

(20) 環境基本法24条２項にいう「必要な措置」の１つに「環境への負荷の少ない製品の表示義務を行う関係団体の指導」があげられている。環境庁企画調整局企画調整課『環境基本法の解説』（ぎょうせい，1994年）252頁以下参照。

(21) このように，グリーン調達は，公共契約を通じて政策誘導を行なう手法であると考えられる。大橋洋一『行政法　現代行政過程論』（有斐閣，2001年）369頁参照。

(22) 環境物品等の調達の推進に関する基本方針は，2001年２月に公表され，同年６月22日と2002年２月

15日に一部変更されている。同方針の内容および変更内容については，http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-low/index.html を参照。

(23) 環境省が，2002年１月から２月にかけて，全国の地方公共団体を対象としてグリーン購入への取組状況等について実施した調査によると，グリーン購入への取組の進展状況は，「全庁的な取組にまで発展した」「多くの部署での取組に発展した」「一部の部署で取り組まれるようになった」と回答した地方公共団体が，それぞれ，12.2%，14.2%，29.3%，合計で55.7%となり，２００１年度調査の合計44.2%より10%以上増加しているようである。この調査結果の概要については，http://www.env.go.jp/press/file_view.php3?serial=3633&hou_id=3383 を参照。また，現に独自の方法でグリーン購入を進めている地方公共団体（滋賀県，武蔵野市）の取組み状況については，森下研編『エコラベルとグリーンマーケティングのすべて』（化学工業日報社，1998年）108頁以下［北川憲司執筆部分］，113頁以下［松原信行執筆部分］参照。

(24) 本ホームページでは，環境物品（環境負荷の低減に資する物品・サービス）を選ぶ際に参考となる情報源を集め，グリーン購入の取り組みの進展に向けて一般に紹介している。詳細は，http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/index.html 参照。

(25) 阿部泰隆「行政監督と情報の活用 －情報非公開・機能不全の行政監督から，情報手法による有効な監督，競争，自己責任の規制緩和社会へ－」小早川＝宇賀編・前掲註(5)『行政法の発展と変革 上巻』455頁以下参照。

(26) 碓井光明「公共契約法の現在的問題」ジュリスト774号（1982年）84頁参照。

(27) 調達契約による誘導手法の法的問題点については，中原・前掲註(5)論文566頁以下参照。

(28) 碓井・前掲註(26)論文86頁，同『公共契約の法理論と実際』（弘文堂，1995年）８頁，276頁など参照。

(29) これらグリーン購入を行なうに当たっての製品等に関する考慮事項については，グリーン購入ネットワークのホームページ http://eco.goo.ne.jp/gpn/index.html 内の「グリーン購入基本原則」の「２．製品・サービスのライフサイクルの考慮」部分を参照されたい。

(30) 現在，特定調達品目として選定されている14分野は，①紙類，②納入印刷物，③文具類，④機器類，⑤ＯＡ機器，⑥家電製品，⑦照明，⑧自動車，⑨制服・作業服，⑩インテリア・寝袋，⑪作業用手袋，⑫設備，⑬公共工事，⑭役務，である。

(31) これらグリーン購入を行なうに当たっての事業者に関する考慮事項については，グリーン購入ネットワークのホームページ http://eco.goo.ne.jp/gpn/index.html 内の「グリーン購入基本原則」の「３．事業者の取り組みの考慮」部分を参照されたい。

(32) ＩＳＯ１４００１に関する文献は枚挙にいとまがないが，とりあえず，日本規格協会『ＪＩＳハンドブック 適合性評価』（日本規格協会，1999年），吉澤正監修『環境マネジメントの国際規格－ＩＳＯ規格の対訳と解説－』（日本規格協会，1997年）のほか，大浜庄司『ＩＳＯ１４０００環境マネジメントシステムと監査の実務』（オーム社，2002年），安藤真＝中山信二『環境マネジメントシステムの導入と実践』（かんき出版，2002年），鈴木敏央『新よくわかるＩＳＯ環境法 ＩＳＯ１４００１と環境関連法規』（ダイヤモンド社，2001年），黒沢正一『ISO 14001を学ぶ人のために 環境マネジメント・環境監査入門』（ミネルヴァ書房，2001年），笹徹『環境法と条例 環境マネジメントシステム』（日科技連出版社，2001年）などを参照されたい。

(33) 以上，行政機関がグリーン調達を実施するに当たって期待できることに関しては，山本良一＝山口光恒監修『［対訳＆解説］環境ラベル－一般原則＆タイプⅠ，Ⅱ，Ⅲ－』（日本規格協会，2001年）27頁参照。

(34) 大塚・前掲註(5)書106頁参照。

(35) これについては，ＥＣの環境マネジメント・監査規則（ＥＭＡＳ）が参考になる。ＥＭＡＳでは，環境声明書（環境報告書）は，外部の環境検証人によって認証を受ける（４条）とともに，公表が義務づけられている（５条）。

(36) 大塚・前掲註(5)書106-107頁参照。

(37) 詳細は，山本＝山口監修・前掲註(33)書参照。

(38) グリーンマークとは，古紙利用製品の使用拡大を通じて古紙の回収・利用の促進を図るため，古紙を原料に利用した製品であることを容易に識別できる目印として財団法人古紙再生促進センターが1981年５月に制定したマークである。グリーンマークを表示することができる製品の要件は，古紙を原則として40%以上原料に利用した製品であることであるが，トイレットペーパーとちり紙は，古紙を原則として100%原料に利用したもの，コピー用紙と新聞用紙は，古紙を原則として50%以上原料に利用したものである。グリーンマークに関する詳細は，財

団法人古紙再生促進センターのホームページ http://www.prpc.or.jp を参照されたい。

(39) エコマークに関する詳細は，財団法人日本環境協会のエコマーク事務局のホームページ http://www.jeas.or.jp/ecomark/index.html を参照。

(40) 大塚・前掲註(5)書109頁参照。

(41) 大橋照枝「[特集] グリーンマーケティングの有効な手段としてのエコラベル」エコロジー・シンフォニー1998年８月号，http://www.ecology.or.jp/special/9808.html 参照。

(42) エコマーク商品類型の選定と認定基準の策定手続きの詳細については，http://www.jeas.or.jp/ecomark/tebiki_03.html 参照。

(43) さらに，情報公表義務手法のなかにも，特定人の利害関係者との関係においてのみ情報公表が義務づけられる主観的情報公表義務手法と，一般に情報公表が義務づけられる客観的情報公表義務手法が存在する。情報開示請求手法のなかにも，特別の利害関係を有する者のみに開示請求権を付与する主観的情報開示請求手法と，請求者の個人的利害関係とかかわりなく国民や住民一般に開示請求権が付与される客観的情報開示請求手法がある。情報提供手法のなかにも，特定人に対するものと一般人に対するものがあり，前者を主観的情報提供手法，後者を客観的情報提供手法と称することができるとする。宇賀克也『行政手続法の理論』(東京大学出版会，1995年) 135頁以下参照。

このほか，藤原静雄も，宇賀克也とほぼ同様の整理をしている。藤原は，まず広義の情報公開手法について，情報を公開するか否かが行政機関に義務づけられているか否かで情報公開と情報提供とを区別し，前者をさらに，私人の開示請求権の行使を前提とするものを情報開示請求，しないものを情報公表義務に区分する。そして，情報開示請求手法を，個人的利害関係に基づき開示請求権を付与されているか，国民あるいは住民といった一般的資格で開示請求権を付与されているのかによって，主観的情報開示請求手法（関係者情報開示手法）と客観的情報開示請求手法（最狭義の情報公開手法）に分類している。藤原・前掲註(10)書２頁以下参照。

(44) 大塚・前掲註(5)書54頁参照。

(45) この情報公開義務づけ手法は，情報公開を義務づけることによって，広く国民や住民の目で監督することによって，企業等の行動を適正な方向へ誘導しようとする手法ともいえる。阿部・前掲註(25)論文462頁参照。

(46) 協働原則（Kooperationsprinzip）に関する日本の文献としては，高橋正徳「ドイツにおける協働的環境保護」『現代行政法の理論』[室井力先生還暦記念論集]（法律文化社，1991年）148頁以下，大久保規子「ドイツ環境法における協働原則－環境ＮＧＯの政策関与方式－」群馬大学社会情報学部研究論文集３巻（1997年）89頁以下，清野幾久子「ドイツ環境保護における協働原則」法律論叢73巻４＝５号（2001年）27頁以下，岡田幸代「ドイツ環境政策における協働原則」早稲田法学会誌51巻（2001年）193頁以下など参照。